

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第23回会合議事録

日 時： 平成26年5月22日（木）14：00～16：00

場 所： 内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、奥山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（参考人）：高橋愛子（（公財）日本ユニセフ協会 広報・アドボカシー推進室ディレクター）、吉川徳明（（一社）セーファーインターネット協会事務局）、坂元章（子どもたちのインターネット利用について考える研究会座長）、吉岡良平（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構事務局長）、白鳥令（インターネットコンテンツ審査監視機構代表理事）村瀬誠一（愛知県県民生活部社会活動推進課長）

（内閣府）：安田審議官、山岸参事官

（オブザーバー）：

内閣官房 IT 総合戦略室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課課長補佐併・青少年有害対策専門官、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長

議事次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）報告案件

（2）青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換

- ・（公財）日本ユニセフ協会
- ・（一社）セーファーインターネット協会（SIA）
- ・子どもたちのインターネット利用について考える研究会（子供ネット研）
- ・モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）
- ・地方自治体（愛知県）

（3）青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討

（4）その他

3. 閉 会

○清水座長 それでは、定刻になりましたので、第23回の検討会を始めさせていただきたいと思います。

本日もお忙しいところをお集まりいただき、まことにありがとうございます。

最初に、委員の出欠状況等につきまして事務局からお願いします。

○山岸参事官 それでは、御報告を致します。

本日は、五十嵐委員が御欠席、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉田様に御出席をいただいております。

以上でございます。

○清水座長 事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○山岸参事官 それでは、まず初めに配付資料の確認を致します。

まず、議事次第でございます。2枚目に資料の一覧がございます。資料は1から8、参考資料1と参考資料2でございます。それぞれの資料の順に確認をいたしたいと思います。

まず、資料1は、法務省の配付資料でございます。

資料2は、警察庁の配付資料、「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」です。

資料3以下は議題（2）関係でございますが、まず、資料3が日本ユニセフ協会配付資料、プレゼンテーションのパワーポイントの資料と「子どもの権利とビジネス原則」の冊子、及びホームページが1枚ございます。

資料4は、セーファーインターネット協会の配付資料でございます。

資料5は、子どもたちのインターネット利用について考える研究会の配付資料でございます。資料5-1と資料5-2、プレゼンテーション資料と報告書の資料がそれぞれございます。

資料6は、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の配付資料でございます。

資料7は7-1から7-5までございますが、愛知県の配付資料でございます。

資料8-1、8-2は、議題（3）関係でございます。資料8-1につきましては、これまで各委員のほうから御書面でいただいております意見について取りまとめたものでございます。資料8-2は、関係団体のほうから青少年のインターネット環境整備に関しましていただいている御意見について取りまとめたものでございます。

参考資料1は、本年7月に実施予定の青少年非行被害防止全国強調月間についての概要及びその実施要項でございます。

参考資料2は、前の検討会のほうで御説明いたしました各地方公共団体における取組や課題等について、緊急な対処を要する課題及び御意見等について、各県のほうからの報告が取りまとめられましたので、これについて資料として添付をするものでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事録についての御説明を。

○山岸参事官 本日の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた上、座長に諮った上で公開させていただく方向で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○清水座長 ありがとうございます。議事録につきましては、そのようにさせていただきたいと思います。

早速、議事に入らせていただきたいと思います。本日は6つの関係団体等々の意見交換と近々の課題等についての意見の検討をさせていただきたいと思います。

議題1は報告事項になりますが、2件ございます。

最初に法務省から御説明をお願い致します。資料1になります。

○福原参事官 法務省です。

前回の会合で曾我委員のほうから、実は平成25年のインターネット上の人権侵害情報に関する相談件数が4,300件あって、それから、プロバイダーに対する削除要請が140件という御説明をさせていただきました。その内訳と申しますか、それがどのような経緯でこうなるのかというお尋ねをいただきまして、十分な御説明ができませんでしたので、その点に関して補足して御説明したいと思います。

法務省がお配りしています資料1、参考資料のほうをご覧くださいますと、平成25年は、まず、相談件数の4,320というものが前回お話しした約4,300件という数字のものとなります。法務省の人権機関が受けた人権相談というのは、さまざまな人権に関する悩みや心配事という相談の性質を持っておりまして、そういったものはその中で助言を行うといったことで悩みや心配が相談の場で解決するというものが数多くございます。具体的には、この4,320のうちの下側の957件がありますが、これを差し引いた約3,000件以上のものについては、そういった心配事や相談の場で解決しているものというふうに御理解いただければと思います。

そこで、赤の957という数字について御説明致しますと、これは法務省のほうでいわゆる人権侵犯事件として実際に調査救済手続を開始して、事件を立件したという数字でございます。そして、この957件、平成25年についてはこのうち約900件を処理しておりますけれども、そのうちの140件が、前回御説明させていただきました法務局が直接プロバイダー等に情報の削除依頼を行う要請という措置をとったものでございます。

では、残りの約760件はどういったものかと申し上げますと、これは法務局が情報の削除依頼の方法を被害者に教示して、御本人で直接削除依頼を行うといったものによって削除が行われて処理された。やはり表現の自由に対する部分がありますので、まずそういった御本人による確認手続をしてもらって、それでも手続がうまくいかない場合には国側から行うという流れの中での最終的な数字が140件というものでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁からお願いします。

○後藤情報技術犯罪対策課長 警察庁の情報技術犯罪対策課長の後藤と申します。

お手元に資料2「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果」ということで、先般、私どものほうで広報をさせていただいたところでございますけれども、本会議で御参考にしていただければということで御説明を申し上げたいと思います。

本調査につきましては、コミュニティサイトに起因する被害児童数が最近増加傾向にございますので、こうしたことを踏まえまして、サイト事業者による自主的な取組の促進と、さらには保護者の方々に対する周知啓発などを目的といたしまして平成22年から実施をしているものでございます。

今回は平成25年の下半期に検挙をいたしましたコミュニティサイトに起因する児童被害に係る事犯につきまして、被疑者と被害児童双方から聞き取り調査をしたものを取りまとめたものでございます。

それでは、個別に御説明申し上げたいと思いますけれども、広報資料の別添ということではちょっと分厚い資料を付けてございます。まず、2ページをお開きいただきたいと思えます。

まず、被疑者のほうに関する調査の結果でございますが、2ページの上のほうの円グラフでございますけれども、「犯行動機」でございます。児童との性交目的というのが72.3%で最も多いということでございますけれども、これを含めまして何らかの形で児童との接触を目的としたものが96.1%ということで大半を占めているところでございます。

それから、下のほうの円グラフでございますけれども、「当該サイトを選んだ理由」ということでございますが、多数の児童が登録されているからといったように、何らかの形で児童が目的となっているものが約7割を占めております。したがって、こうした悪意ある大人を児童に近づかせないための対策、ゾーニングの導入とか、こういったものが重要かというふうに考えるところでございます。

次の3ページに参りますけれども、上のほうの円グラフで「被害児童を選んだ理由」ということでございますけれども、メールの返信が来た、性交できそうだったというのがそれぞれ2割だということでございます。

それから、下のほうでございますけれども、「サイト上で被害児童と知り合ってから犯行に及ぶまでの日数」は、当日または翌日の割合が統計をとり始めて初めて2割を超えているということでございます。

次に、4ページのほうに参りますけれども、上の円グラフでございますが、「当該サイトへのアクセス手段」といたしましては、スマートフォンを含めた携帯電話の利用というのが94%を占めております。このうちスマートフォンを利用したものが75.8%ということで、これも統計をとり始めて以降最多となっております。

その下のほうに「ミニメールの利用状況」ということでございますけれども、これにつ

いては実は減少傾向にあります。これにつきましては、ミニメールの内容確認などの対策を事業者に取り組んでいただいている、その効果のあらわれではないかというふうに考えております。

次に、5ページは飛ばしまして、6ページのほうに参りますけれども、6ページの下の方に「プロフィールの詐称状況」とございますけれども、約3割のものは何らかの形でプロフィールを詐称している状況がございます。

具体的には、次の7ページの上のほうのグラフになりますけれども、やはり年齢の詐称というのが多いわけございまして、9割が何らかの形で年齢を詐称しているということでございます。そこの下のほうで「年齢層」についてございますけれども、20代のものが約半分を占めているということでございます。

次に、8ページに参ります。今度は被害児童からの聞き取り調査の結果でございますけれども、まず、「当該サイトを利用した理由」ということで、無料だからというのが半数以上を占めているということでございます。また、当初から援助交際を目的にサイトを利用したのも、そこがございますとおり7.6%もいるということでございます。

それから、その下のほうでございますけれども、「当該サイトに対するイメージ」ということで、ここで注目されるのが、本来これはコミュニティサイトということであるにもかかわらず、出会い系サイトというイメージ、すなわち異性との出会いの場と考えているものが25.2%もいるということでございます。

次に、9ページに参ります。下のほうに「被疑者と会った理由」ということでございすけれども、ここで「お金・品物を得るため」という、いわゆる援助交際目的のものが13.4%おります。それから、性交目的というのも7.3%いるところでございます。

次に、10ページに参ります。サイトへのアクセス手段でございますけれども、スマートフォンを含む携帯電話の利用が全体の90.4%を占めておりますけれども、このうちスマートフォンを利用して被害に遭った児童が74.4%ということで、これも統計をとり始めて最多となっております。25年上半期と比較しても1.7倍と増えているということでございます。

それから、「使用携帯電話の名義」につきましては、親の名義が7割以上を占めているところでございます。

次に、11ページに参ります。そこの下に「プロフィールの詐称状況」がございすけれども、児童のほうもプロフィールを詐称しているケースというのが約2割あったということでございます。

次に、12ページに参ります。「保護者による指導状況」でございすけれども、これにつきましては、保護者から注意を受けていない児童というのが約6割を占めているということでございます。

また、下のほうでございますけれども、「学校による指導状況」でございすが、学校から指導を受けていた児童は約7割いる。指導を受けているけれども結果として被害に遭っているということでございます。

それから、13ページに参ります。「フィルタリングの加入状況」でございますけれども、フィルタリングの未加入が94.5%ということでございまして、被害児童のほとんどはフィルタリングに加入していなかったということでございますので、やはり被害に遭わないためにはフィルタリングの加入が重要であるということでございます。

最後に、「携帯電話の購入時の来店状況」でございますけれども、保護者と被害児童が一緒に来店しているケースが実は9割強でございます。したがって、来店時において保護者に対してフィルタリングの設定について働きかけを行うということが重要ではないかということが考えられるところでございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○清水座長 ありがとうございます。

前回、尾花委員より最近の家電量販店等で売られている、いわゆる格安のスマートフォンについて発言がございました。総務省から何か御説明がありましたらお願いします。

○玉田消費者行政課長 総務省でございます。前回、格安のスマートフォンに関しての御質問がございましたけれども、昨今、いわゆる携帯電話事業者の電波あるいは設備を借りることによって通信事業を行う、いわゆるMVNOと言われておりますモバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーター、仮想移動体通信事業者というふうにと言われておりますが、こういうサービスが普及をしているというところでございます。

先般御指摘のあった点もその一環ということでございますけれども、これまでは特定の者のサービスということもさることながら、MVNOのサービスの全般ということで申しますと、本格的に普及を始めてまだ時間もそうたないというタイミングでございます。青少年全体ということでいいますと、このサービスは、料金が安い一方で、例えば通信速度が200kbps、あるいは500kbpsといった形でスピードに一定の制約があるなど、そういうサービス面での制約もあるということで、現時点では青少年への普及は限定的ではないかというふうにも聞いているところでございます。

いずれにしましても、今後、このMVNOサービスについて私どもとしてもいろいろと事業者にも確認を進めて参りたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

以上、3点の御説明がございましたが、御質問ございましたらお願いします。

どうぞ。

○尾花委員 尾花でございます。

総務省の玉田様、ありがとうございます。

その件ではなくて、今、警察庁の方から御説明がありました資料のすごく気になるポイントがありまして、質問というよりも、このポイントをいろいろなところに情報を出されるときにぜひ注目していただきたいなと思ったのですが、8ページ目の2番目、下のチャートで「被害児童に関する調査」の中で「当該サイトに対するイメージ」というのが、キャプションでは「友達・メル友を探すサイト」というイメージを持って利用した場合のこ

とに言及されていますけれども、実はこのチャートで一番気になるのは、出会い系サイトだと思っていてアクセスしている人が急激に増えているという点だと思うのです。25年の上半期では20%にいなかった数値が25%を超えてしまっている。子供たちは出会い系サイトだというイメージがあって、わざわざそこにアクセスして、そして被害に遭ってしまっている。この部分を今回の大きな、ほかのところもいろいろな特徴はあるのですが、子供たち、児童自身が出会い系サイトだということがわかっていて、それも後ろにあるように、何らかの形で指導や学習の効果があって出会い系サイトはいけないということがわかっているにもかかわらず、出会い系サイトだということを認識した上でアクセスしているというケースが増えているというのは、この問題に取り組んでいる人間としてはすごく大きな問題かなというふうに思いますので、このあたりも何らかのいい形で対応ができないか今後模索していければというふうに思います。

ちょっとした意見でした。以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問ありましたら。

それでは、議題2に移らせていただきたいと思います。議題2は6団体からの御説明と意見交換でございます。基本計画の見直し等を検討してもらいますけれども、地方自治体や関係団体等から法とか基本計画に基づいた施策の推進に際しての課題とか問題点、あるいは今後の取組の方向等について御説明いただきたいと思いますところでございます。

それでは、最初に日本ユニセフ協会から御説明を5分程度をお願いします。

○日本ユニセフ協会 日本ユニセフ協会の高橋と申します。よろしくお願い致します。

私のほうからは簡単に、先週の金曜日になりますが、私ども日本ユニセフ協会と他の2つの団体で「子どもの権利とビジネス原則」というものを発表させていただきました、一部コピーがお手元にあるかもしれません。これがインターネット環境整備においてどういう意味があるのかというようなことを簡単に御説明させていただきたいと思います。

日本国内においては先週の金曜日に発表したばかりなのですが、実はグローバルレベルでは既に2年前からあったもので、2012年3月にロンドンでオリジナルの英語のものは公表されております。その後、既に40か国以上で国内向けに導入が進んできているものになります。

これは簡単に一言で何かといいますと、近年、環境や人権を守る取組において企業にも一定の社会的責任があるという考え方が広まっておりますけれども、そういったいわゆるCSRの分野の中で初めて子供の権利というもののみにフォーカスを当てた枠組みというものになります。策定はユニセフだけではなくて、国連グローバルコンパクトとNGOのセーブ・ザ・チルドレンの3者で協議を重ねて策定したものであります。策定の過程には企業の意見も取り入れられたというふうに聞いています。

2ページ目、簡単にこの原則の位置づけということなのですが、右寄りにあるのがビジネス向けの文書、左側にあるものが政府向けの文書ということで、この原則自体は

ビジネス向けの文書として、既存の、国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」、グローバルコンパクト原則なども踏まえまして、こちらを補完する形で子供にフォーカスを当てております。

それから、もちろん子供の権利ということですので、子供の権利条約が示すさまざまな子供の権利というものが考え方のベースになっております。今回の「子どもの権利とビジネス原則」がどういう形のたてつけになっているかということなのですが、最初のページの四角の中に2つ書かせていただいていますけれども、「子どもの権利を尊重する企業の責任」と「子どもの権利を推進する企業のコミットメント」という二本立てに全編を通してそういう構成になっております。

最初のほうは、企業が子供の権利をいかなる形でも侵害しない、負の影響を与えないということが企業の責任であるということの意味をしています。2つ目のほうは、それにとどまらず、さらに本業等を通じて子供の権利を積極的に推進していただくような大きな力を企業が有しているということで、そちらを積極的に奨励するというような内容になっております。

3ページ目ですけれども、簡単に丸い図で10の原則の構成が示されているのですが、企業はあらゆる場で意図する場合としない場合を含め、子供の権利にさまざまな影響を与えているのだということを、3つの「職場」「市場」「地域社会と環境」ということで示しています。「職場」におきましては、例えば従前から言われることの多かった児童労働を使わないというようなことですか、原則3はワーク・ライフ・バランスのような話になるのですが、そういったものも含まれております。「市場」の原則5と6というのがまさに本業に当たる部分でございます。さらに、「地域社会」にも環境とか土地とかそういった面で影響を及ぼしているということがこの丸い図で書かれています。

時間の関係で、原則5というものだけ紹介させていただこうと思います。追加の1枚の紙、あるいは本文をお持ちの方は24ページだと思うのですが、原則5というのは、企業が「製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める」という原則になっています。

前半のaからe、上のほうが子供の権利を尊重する企業の責任というところで、下の2つが先ほど申し上げた2つ目のコミットメントのほうになります。例えばcのところは、子供にふさわしくない製品、サービスへのアクセスを制限するというので、まさにこれはフィルタリングとかそういう話に関係してくるところだと思います。

eのところは、製品・サービスが子供の搾取や虐待に加担しないように、それを防止・排除するよう努めるということなのですが、これは出会い系とかネットいじめとかいろいろなものがこちらに含まれると思うのですが、企業だけで責任を負うものではありませんが、企業もこの防止・排除に努めることが企業の責任であるということはこの原則では述べています。

最後のgのところは積極的に推進するというほうで、例えば子供自身、保護者等への教

育・啓発活動ですとか、環境を積極的に整えていくようなものがこちらのgに全部含まれてきます。

お配りした資料の後半は割愛させていただきますが、ユニセフは、今回の原則自体は全ての業種に当てはまるというもので発表しているものですが、今後、それぞれの業種ごとにガイドラインのようなものを出していきたいというふうにしております。最初のものがオンライン上の子供の保護ということで、今、ユニセフとITUと一緒にガイドラインをつくっているのですが、実はこれはまだ最終版ではなくて、6月のいつかの時点で最終という形で公表されることになると思います。

最後に、企業がこういう子供の権利の推進等に取り組むことはどういう意義があるか、この原則ではどういうふうを考えているかというのと、例えばそういうことによって企業の評判やイメージが高まるですとか、士気の高い従業員を雇用したり維持できたりするとか、子供のニーズに応えようとするによってイノベーションの源になって新たな市場が生まれ出されるとか、つまり、企業としての利益の追求と矛盾しないどころか、それと両立するのだというようなことを取り組む意義として述べております。

とりあえずは以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問ございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

私から1つ質問をさせていただきたいと思います。ユニセフでこういう原則をつくられて、国内でその原則をうまく普及させていくということが目的とは思いますが、国内での活動あるいはどこかとの連携、こういったことに関してはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○日本ユニセフ協会 これは、まだこれからいろいろ関係3団体の中でも話し合っていかなければいけないと思っているのですけれども、1つは、こういう形で今、御関心を持っていただいたこちらのインターネット関係の方々、それから、例えばODAにおける官民連携ですとか、そういう切り口等で今後とも普及をさせていただきたいと考えておりますが、具体的にはこれからということです。

○清水座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、セーフターインターネット協会からの御説明をお願いしたいと思います。資料4で、5分程度でお願いします。

○セーフターインターネット協会 セーフターインターネット協会、吉川と申します。資料4に基づきまして団体の活動について簡単に御紹介をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。「設立趣旨」としてここで幾つか書かせていただいております。セーフターインターネット協会(SIA)は、インターネットビジネスをやっております企業の有志が集まって、さまざまな自主的な取組を通じて、子供の安全なインターネット環境であったり、子供に限らずユーザーにとっての安心で安全なインターネット環境を

実現していこうということで昨年11月設立された団体でございます。

基本的な考え方としてはこちらに記載させていただいておりますが、インターネットというのは、誕生からこれまで経緯を見てみますと、政府による管理というよりも、市民や企業が自主的に自制と自助を働かせることによって成り立ってきており、社会にも大きな恩恵をもたらしてきました。そのように育ってきたインターネットに対して、今後も活用していくために、企業や市民が連携することによって、インターネットの信頼を高めて、いきたいと考えています。企業としては安心して使っていただける環境を準備することで、引き続きその場でビジネスを拡大していくことを目標として掲げてやっております。

資料の中で「重視する行動方針」とございます。インターネット上でさまざまな事件が起きた際に、実効性ある対策をとらないと、やはりインターネットは危ないなという社会的な受け止めがどうしても定着してしまいます。そのため、SIAでは、しっかり数字に基づいて対策を評価してきちんと被害を減らす、懸念を減らすということをやりたいというふうに考えております。

「組織体制」を3ページ目に記載させていただいております。

下のボックスを見ていただきますと、正会員としては、いずれもインターネットビジネスをやっている会社でありますけれども、ヤフー、アルプスシステムインテグレーション、ピットクルーが正会員として入っております。賛助会員としてミクシィ、グリー、サイバーエージェント、さくらインターネットに入っております。

左上の図を見ていただきますと、直近にまず取り組む事業としては、セーフライン事業取り組んでいこうということで準備を進めております。セーフライン事業の中身についてはこの後御説明させていただきますが、簡潔に要点を申し上げますと、インターネット上に流通している違法情報、有害情報について一般の方々から通報を受け付け、その情報を掲載している電子掲示板管理者等に連絡をして、削除なり自主的な対応を要請するという事業でございます。

現在、このセーフライン事業については昨年11月から暫定運用を開始しております。今、本格運用に向けて運用に当たってのガイドライン改定の作業を進めているところでございます。ガイドライン自体は企業だけでつくるのではなく、この分野の有識者の方々に入っております。きちんと国民の関心、重視する価値を盛り込むことを目的として、アドバイザリーボードを設置して、今、議論を続けているところでございます。アドバイザリーボードの委員長には、この検討会の座長でもある清水先生に入っております。そのほか、この関連というか、インターネット上の違法・有害情報の法的な整理に関して日々意見を発信していらっしゃるの方々に入っております。今、議論を進めているところでございます。

次に、セーフライン事業の中身について簡単に御説明をさせていただきます。

セーフラインの活動自体は、下の図でイメージをつかんでいただけると思うのですが、国民から違法情報、有害情報を見つけたという情報をいただきまして、ガイドラインに基

づいて違法情報や有害情報への該当性を判断して、違法情報でありましたら警察庁に御連絡をさせていただくとともに、プロバイダーに対して削除要請をします。有害情報については、削除というよりは約款等に基づいて自主的に対応をお願いしますという形で依頼をします。セーフライン事業において、民間企業が自主的に取り組むところの焦点、特色としては、インターネット上の違法・有害情報の通報受け付けというのは、既に警察庁さんが委託事業としてインターネット・ホットライン業務を運用されておりまして、この中で違法情報であったり、有害情報というのが取り扱われております。ただ、その違法情報の分類とか有害情報の分類の中では、必ずしも昨今問題になっているリベンジポルノの問題であったり、あとは、我々も教育現場から問題だということ非常によく聞きますけれども、ネットいじめの問題だったり、こういった情報については、現状のインターネット・ホットライン業務ではガイドライン対象外となっております。私どもとしては、既に国が取り組んでいる違法・有害情報の通報の受け付け業務のうち重複することをやるというよりは、現在手が届いておらず、なおかつ、社会的に不安視されている、問題視されているようなところに関して民間の取組として補完的に手当てをしていければと考えておりまして、今年度から新しくスタートするセーフライン事業においては、特にリベンジポルノ、ネットいじめのような、表現としては適切ではないかもしれないのですけれども、立場の弱い個人に対する権利侵害について重点的に取り組んでいきたいと考えております。

リベンジポルノやネットいじめについては、法的にしっかり整理した上で、明らかに違法情報であるというもの、すなわち流通している情報からは外形的に違法だと判断できる動画や画像に限って、削除依頼を出すことで、受け手のプロバイダー側でも比較的対応していただきやすいのではないかとということで準備をしております。

本格運用自体は6月から開始ということで準備をしておりますが、暫定運用ガイドラインに基づきまして現在も暫定運用をやっております。ここでセーフラインの通報受け付けフォームを掲載させていただいております。もちろん、6月本格スタートする前に関係省庁、関係団体の皆様には御説明に伺いたいというふうに考えておりますが、現在でも試験運用はやっておりまして、インターネット上の違法・有害情報について皆様関係団体、関係省庁のところなどで御相談などがあつたりした場合には、私どものセーフラインについても御紹介いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

御質問等ございましたらお願いします。

尾花委員。

○尾花委員 詳しい御紹介ありがとうございます。

これは多分、青少年に限らずということ取り組まれているものだとことを前提にお伺いしていたのですが、せっかくセーフラインの公式サイトの方も使って違法・有害情報をセーフラインに通報するという仕組みをつくられたので、例えばその中で挙がって

きたものを青少年向けのフィルタリングのブラックリストのほうに入れていただくように働きかけていただくとか、そういった青少年向けとリンクできるような取組、特にフィルタリングに関してですが、事業者さんも会員さんとしていらっしゃるの、フィルタリングに関しては青少年に向けてどのような感覚でこれと結びつけていこうかと、もし御計画とかありましたら教えてください。

○セーフラインインターネット協会 今、おっしゃっていただいたとおり、基本的には青少年に限らず違法・有害情報を対象としております。セーフライン独自の対応としてネットいじめとリベンジポルノというものを対象にしておりまして、まず、ネットいじめについては青少年が対象となっているだろうということだと思ひますし、リベンジポルノについても相談受け付け機関等に話を聞いていると、やはり被害の相談というのは基本的には青少年がほとんどであるという話を伺っていますので、特に青少年に関連が大きい部分の業務が多くなるかと考えております。

その上でフィルタリングのアドレスのリストへの反映等、今、御指摘いただきましたけれども、当然そういった活動というか、そういう反映もして、より青少年がインターネットを安全に使っていただくような形にしていきたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

続きまして、子どもたちのインターネット利用について考える研究会から御説明をお願いします。資料5-1と5-2、5分程度でお願いします。

○子どもたちのインターネット利用について考える研究会 子どもたちのインターネット利用について考える研究会と申します。子どもネット研という略称も用いております。私は、その座長を務めさせていただいておりますお茶の水女子大学の坂元と申します。

子どもネット研からの要望をここで述べるようにとの御要請を事前に事務局からいただいておりますが、まず、子どもネット研につきまして御紹介をさせていただきます、その後で要望について述べさせていただきます。プレゼン時間が限られておりますので、ここでは、私は投影スライドに沿いまして大雑把なことのみをお話しさせていただきます、あとはお手元の資料5-1、子どもネット研のウェブサイト、これらを後ほどご覧いただければというふうに存じます。

子どもネット研ですが、2008年4月に設立された任意団体でございます。保護者が子供の情報環境や情報機器の使用を適切に管理できるように、保護者に対する啓発や支援の活動を行っております。そして、そうした啓発支援のあり方について研究している団体でございます。委員は現在6人ございまして、それぞれが子供のインターネット問題に何らかの専門性を持つメンバーでございます。事務局はヤフー株式会社とネットスター株式会社が務めておられまして、運営協力企業としてピットクルー株式会社が参加しております。

今日までの間にさまざまな研究や実践を行ってまいりましたが、ここでは3つについて

お話しさせていただきたいと存じます。

1つ目は、2010年に提出させていただいたものでございますが、段階的利用モデルでございます。これは、保護者が子供の発達段階に応じてどのような情報機器をどのように与えていったらよいかをまとめたものでございます。これを提出した当時は、こうした段階的利用の考え方がまだ余り見られていなかったと存じますので、これは一定の御注目をいただいたものかと存じているところでございます。

時間がございませんので、この件はここまでにさせていただきます。

2つ目でございますが、地域密着型教育啓発モデルでございます。これは、2012年に提出したものでございます。幾つかの内容を含んでおりますが、代表的なところを1つ御紹介させていただきます。

従来、保護者啓発に当たりましてはデバイド問題があると言われてまいりました。すなわち、この問題に意識の高い保護者と意識の低い保護者の差が大きいということでございまして、その意識の低い保護者に対しては講習会やパンフレットなどで啓発内容を届けるのが非常に難しい、こういう問題でございます。

そこで、子どもネット研としては、身近に少し詳しい大人がいることによって、困ったときに相談ができたり、あるいは口コミでインターネット問題に関する取組方が伝わる状況を生み出してはどうかと考えられたのでございます。そのため、ある地域に限定して、まず、もともと意識の高い保護者に対してはかなり進んだ内容の啓発を行って、少し詳しい大人になっていただくよう働きかけます。また、その地域におきまして、その保護者だけではなく、一般の保護者、さらには教員や子供など多様な対象者に対して共通する内容で啓発を行います。こうした集中的な啓発活動によりまして、この問題に関する地域の方々の相互作用を活性化して口コミなどの効果を高めようとしたものでございます。

このモデルに基づく実践は今日まで幾つかの地域で行われてまいりました。昨年度からは秋田県で全県的な取組として実践が進められているところでございます。

3つ目でございますが、昨年度に提出させていただいた教育啓発の評価指標モデルでございます。従来、啓発のための講習会を行ったときに、それを評価するに当たりまして、講習会の直後に満足度の調査をするということが広く見られてまいりました。しかしながら、講習会に本当に効果があったと言えるためには、講習会の後、例えば新しい家庭でのルールをつくったというように実際に行動したということがなくてはならないと考えられます。そのため、本来は講習会の一定期間の後、追跡調査を行って、その間の行動について把握することが必要になります。しかしながら、追跡調査は実施が困難な場合が多いので、講習会の直後の調査でその後の行動ができるだけ予測できる、そうした調査項目があれば利便であるというふうに考えられました。

そこで、従来の学術研究の知見や実証研究に基づいて予測力の高い項目を作成して選定したものがこのモデルでございます。お手元の報告書でございますが、資料5-2というのがございますが、そちらのほうに詳しい記述がございます。

要望ということでございますが、3つのことを述べさせていただきます。いずれも保護者啓発に関することでございます。

まず第1に、地域単位の取組の活性化をさらに図っていただくとありがたいということでございます。子どもネット研では、地域単位の取組が重要であるというふうに考えております。地域によってインターネット使用の問題は大きく異なっておりますし、先ほど申しました集中的な啓発の手法も可能となってまいります。

第2に、行動評価の普及促進を図っていただくとありがたいということでございます。従来、満足度評価が広く見られるということをお申しましたけれども、このほかにも例えば講習会を何回開催したとか、参加者が何人であったかというような、いわゆる実績評価が見られるところがございます。こうしたものばかりでなく行動評価が進んでいくということが望みたいところでもございます。

それから、第3でございますが、保護者啓発研究に対する御支援を強化していただくとありがたいということでございます。保護者啓発に関する研究は世界的にも進んでいない分野でございますけれども、重要な問題と考えておりました、研究のてこ入れがあってもよいことではないかと思われているところでございます。

以上、3点を述べさせていただきました。以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問等ございましたらお願いします。

どうぞ。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

先ほど御説明されたテーマの中の最初のほうの段階的なモデルの話なのですが、これを見ていまして、PCを想定されているようなモデルに受け取れるのですが、スマートフォンなんか今日広く使われるようになって、家庭の中での利用場所が必ずしもリビングルームでないとかということで、PCを子供たちが使うという状況からスマートフォンをいろいろなところで使って、また、LINEのようなコミュニケーションのアプリが広く子供たちに使われているという状況で、何かこの辺のところは少し見直しとかというのは考えられるのでしょうか。

○子どもたちのインターネット利用について考える研究会 資料5-1の6ページ目の図から、今、御質問をいただいたというふうに思いますけれども、モデル自体はPCだけではなくて携帯も含んだものでございます。確かにこの図はわかりにくいかもしれませんが、リビングルーム云々というのはPCの話でございますが、例えば一番下にフィルタリングサービスで認めるもの、認めないものというのがアイコンで示されております。これは携帯関係のものでございまして、それが一緒になっているところでございます。基本的にはPCで練習してから携帯に移るという形になっておりまして、両方が合わさってモデル化されているものではございます。

ただ、これは2010年のものでございまして、まだスマートフォンの普及がそれほどでも

なかった状況でありまして、その点は再考して改訂していくという必要性は感じているところでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、お願いします。

○高橋委員 子どもネット研の話でお伺いしたいのですけれども、今、いろいろな組織が子供たちに対する対応、環境整備ということで、ここにお集まりの各省庁のほうも一斉行動を起こしてくれたりして、教員とか地方公共団体までの支援もしていただける形になったのですけれども、ネット研さんのほうで地域単位の取組でずっとやってこられた。その中で、特に秋田県といえば親の意識が一番高いところというイメージがあるのですけれども、これをやった後に追跡調査として結果がどうなのか、どこまでの、今、うまくできていないというお話があったのですけれども、実際にやったその後、どのくらいまで広がりを見せたか、そして、それに対してどういった対応をするかというところがこれからの課題になるのでしょうか、それとも、今、現実的にデータとしてあるのでしょうか。それを一つまずお伺いします。

○子どもたちのインターネット利用について考える研究会 秋田県のことにつきましては、昨年度の夏くらいから始めたものでございます。今、実践が進んでいるところでございまして、これから効果の評価を本格的に実施していこうという段階でございます。

○高橋委員 わかりました。

もう一つだけ。あと、基本的には子供たちに安心してインターネットに取り組んでいたきたいということがメインで、やはり子供たちの環境整備ということがメインだったのですけれども、今、先生方でやっているのはもっと広いインターネットの全体の使い方とかそういう形になっていると思うので、前からおっしゃっていましたが家庭でルールをつくって行って、親がちゃんとやっていくのだよねというけれども、実際、今、保護者でほとんど知識のない方が相当数なのですね。せめて半分ぐらいだったらいいのですけれども、その辺の追跡調査でジレンマに陥ったようなことは何かありますか。

○子どもたちのインターネット利用について考える研究会 保護者がなかなかインターネットの問題についていけないということは、常々明らかになることではございますけれども、だからこそ保護者啓発の取組が必要である、そこに子どもネット研のほうも重要性を見出して活動しているというところでございます。

○清水座長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○尾花委員 詳細な御説明ありがとうございます。

1点だけ、別紙の資料にあります効果検証のものなのですけれども、3ページをざっくり読ませていただくと、受講された直後にアンケートを当日とられているというふうに書かれていて、最後までこの厚い資料に目を通すことができないので、もしかしたら後ろのほうに書かれているのかもしれないのですが、結局、家に帰ったらこれを実際にやりたい

などそのときは思われていても、結果やらなかったという御家庭が多いというのは釈迦に説法だと、坂元先生はよく御存じなことなので、そのあたりの検証というのは何らかの数字とかはつかんでいらっしゃるのでしょうか。それとも、今後何かでまたそういう調査をされていきたいと思われているのか、そのあたりのことをお聞かせください。

○子どもたちのインターネット利用について考える研究会 まさにそこが問題でございまして、できる限りその後の行動を予測できる項目を選ぼうということで行った取組でございます。この中では実際に追跡調査を行って、後日の行動を予測していた項目を抜き出して、それに基づいてつくったものとなっております。

○清水座長 よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それでは、続きましてモバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）さんから願います。

○モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構の吉岡でございます。

私どもの団体は、既に御承知の方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、6年前に大臣要請に基づきまして、青少年が利用する携帯電話ではフィルタリングが適用されるということで、フィルタリングをより使いやすくしていく、その普及促進にかかわってサイトの審査・認定をしていくということを取組としている団体でございます。

また、この6年間、審査等を行わせていただいている過程の中で、特に現在、スマートフォンが普及している中で我々が抱えているというか、我々が考えている現状の課題について私どものほうから発表させていただきたいと存じます。よろしくお願い致します。

まず1点目でございますけれども、非常に文字が多くて恐縮でございますが、こちらのページで申し上げたいことは、スマートフォンや新しい通信機器が非常に普及してきたという時代に急速になってきたわけで、その過程の中でインターネット上の青少年保護について、果たして6年前ぐらいに決めた取組ということが現在有効な状況であるのかどうかということについて、再度皆さんと確認する必要があるのではないかとこのことを挙げさせていただきます。

特に青少年問題は、先ほど警察庁さんからも御発表がありましたけれども、福祉犯罪の被害ということで取りざたされることが非常に多いのですが、それ以外にも、これまでの御発表でもありましたとおり、ネットいじめの問題ですとか、依存の傾向の問題であるとか、さらに言えば、不適切な投稿によって、それ以降の青少年の将来に影を落としてしまうような事態というのめかなり起きていますわけでございまして、とはいっても、それが青少年が人生を棒に振ってしまわなければいけないほど大きなペナルティーを負う必要があるのかどうかという点についても、この中では検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

また、青少年でございますから、基本的には未熟な状態でございますので、インターネ

ットは通常自己責任ということをよく言われておりますが、青少年という年齢においては一方的に自己責任ということで全ての責任を負えるというものではないというふうに考えております。

そういったことで再度、今の現状に合った対策というのをもう一度見つめ直す必要があるのではないかとこのように考えております。

また、先ほど福祉犯被害の話を出させていただきましたが、一方で福祉犯被害というのは、警察庁さんの発表なんかでもありますが、全体としては実は減っているのです。ここ数年減少傾向にあるにもかかわらず、ネットを利用されたもの、特にコミュニティサイトを利用したものについては増加傾向にあるということで、これの逆の現象になっていることについてはネットにかかわるものとしては重要にとらえていかなければいけないというふうに考えております。

次のページでございますけれども、「フィルタリングの利用率の低下」というふうに書かせていただいております。フィルタリングの利用率の低下を受けて、これを向上していく取組というものが需要ではないかというふうに考えております。内閣府さんの調査でも出ておりますし、また、電気通信事業者協会さんのほうでフィルタリングの契約数の発表というのもされておりますけれども、こちらでも数値は減少しております。したがって、フィルタリングが利用されているということについては、減少しているということは明確なわけでございますけれども、それ以上に、より使いやすいフィルタリングをさらに実現していくという取組が必要ではあるわけですが、一方で事業者のほうでもなかなか自主的な取組ということが進まない部分も現在ございまして、こういった中で実際になかなかフィルタリングが理解しにくく、また、使いづらいものになっているのではないかとこのように考えております。

本来であれば、保護者のリテラシーがきちんと高ければ、判断してフィルタリングを解除するというのも重要な権利の一つではあるわけですが、一方で先ほど来からいろいろな方が発表されているとおり、保護者の啓発ということがまだまだ不十分であるということから考えても、フィルタリングの利用促進について再度徹底化していけるような検討をしていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

3点目でございますけれども、保護者啓発についてでございます。現状としてはリテラシーが決して高くないというふうに考えられる保護者の啓発は、もちろん大切な取組でございます。重点的にやっていく必要はあると思います。ただ、一方で、保護者啓発ということで、先ほど申し上げたようなフィルタリングの利用が下がっているとか、事業者の自主的な取組が少し不足しているのではないかとこのような状況の中で、残りの部分を全て保護者啓発に押しつけてしまうというのは少し過大な責任を負わせ過ぎているのではないかとこのように考えております。

本来的に言えば、フィルタリングということと事業者の自主的な取組、さらに言えば、保護者の監護ということが3つのバランスを持って子供たちの安心・安全なインターネッ

ト環境というものを構築しましょうというのが6年前の申し合わせだったというふうに考えております。

こういった形で有害情報から子供たちを保護していたわけですが、現状ということであれば、事業者の自主的な取組も若干下がっており、また、フィルタリング利用率も下がっているということ言えば、保護者の監護ということだけを幾らふやしていても子供たちが有害情報に接してしまう、また、その中でトラブルに巻き込まれるというリスクは上がってってしまうということが考えられるわけで、今後も青少年のインターネット利用については、当然、発達段階に応じて広過ぎず狭過ぎず、きちんと年齢、発達段階に応じて利用できる環境をつくっていくためにここにいる関係者皆さんで恒常的に取組をしなければいけないのではないかと考えております。

最後4点目につきましては、先ほど尾花先生のほうからも御質問があった点に近い部分ではございますけれども、どんな情報をフィルタリングにかけていくのか、また、どんな情報が有害情報であって制限の対象となっていくのかということも、今、保護者または利用者の方々には伝わりにくい状況になっております。こういった部分についてもきちんと情報公開をしていく、もしくは情報提供していくというような仕組みや制度というものがきちんと確立していく必要があるのではないかと考えております。

ただ一方で、有害情報もしくは有害サイトというような指定を受けてしまうような事業者にとっては、事業上のデメリットというふうになり得ることも考えられますので、きちんとその辺のルールについても整備をしていただいて何らかの対策をとっていく必要があるのではないかと考えております。

総論的なお話を4点ほどさせていただきましたが、私どもとしてはどんどん大きく変化をしていきますので、こういった情報環境の中で子供たちが不用意にネットのトラブルに遭わない、それから、不用意にネットのトラブルを引き起こさないというようなためにも関係者皆さんで知見を結集していただいて、子供たちにとって安心・安全なネット環境の構築に御努力いただければというふうに考えておりますし、我々もまたそれについて邁進して参りたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、お願いします。

○曾我委員 御質問させていただきます。

私、前に欠席をしたときに、今の社会状況の中で企業が信頼を得ることができない対策の取組をするような状況や、今一番多くの皆さんが使っているツールがフィルタリングをかけて使えない道具のままに放置されているという状況が今後このまま放置されるならば、フィルタリングをもっと強化するとか何かしなければいけないというような文言の御説明をさせていただいた文書を出させていただいたことがあるのですが、今、EMAさんのお話で保護者に全てをとということが厳しい現状にあるということは、まさしく今一番流通してい

る皆さんが使用している道具がフィルタリングをされていない中で使われる道具になってしまっている、この現状はフィルタリングが厳しいからだめなのでしょうか、それとも、どうやれば改善できるとお考えなのでしょうか。

○モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 もちろん、先ほど申し上げたとおり、まず事業者さんの自主的な取組というのが3つのバランスの中の一つの大きな要因ではございますので、まず事業者さんが、子供たちに自分たちのサービスを使わせるということを前提にサービス提供されるという以上は、ぜひ子供たちが使うための利用環境を整備していただきたい。その上で、我々はフィルタリングから解除するための仕組みというのを御用意させていただいているわけですから、ぜひ審査等を受けていただくことによってフィルタリングから解除することも十分可能だと思いますので、ぜひそういう取組に賛同していただければいいかなというふうには思っております。

また一方で、フィルタリングの仕組みということについては、例えばAndroidとかiPhoneといったような機器ごとによってフィルタリングの仕組みも違いますので、これらがもうちょっとシンプルに利用する側にもわかりやすいものになっていかないとなかなか利用促進というのはできないのではないかと。やはり今、それぞれのバランスが崩れているのではないかとというふうに考えております。

○清水座長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは次に、インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）から御説明をお願いします。資料はないということでございます。よろしく申し上げます。

○インターネットコンテンツ審査監視機構 インターネットコンテンツ審査監視機構の代表理事をしております白鳥でございます。政治学者がこういう団体の代表理事になるというのは珍しいことだとお考えかもしれませんが、私自身は日本や世界のシミュレーション&ゲーミング学会の会長をしております、そんな関係でこれを引き受けざるを得なくなったということでもあります。

きょうは、インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）のインターネット環境整備に関する見解と事業に関して報告する機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

これについての細かい、特に後半で申し上げます人材育成についての細かい資料というのは用意しておりますので、御請求があれば、この会の終わりにどうぞお取りになっていただきたいと思います。

I-ROIは、これまで第1に、I-ROIの趣旨に賛同した加盟各企業の特定サーバー管理者とその担当者の教育、2番目に、安全マークとしての「I-ROIマーク」の付与を通してインターネットの健全な運営と信頼性（Credibility）確保のために努力をしております。これらの事業実施の経験から言えば、1番目に「特定サーバー管理者あるいはサーバー担当者の設置義務をより実効性の伴うものとするために、もっと法的な整備をする必要がある」と考えております。

また、2番目に、「特定サーバー管理者の質的な保証のために、特定サーバー管理者あるいはその担当者を対象に一層の教育研修が必要である」とも考えております。この点は資料として含まれている回答用紙に記入したとおりです。

さらに、I-ROIとしては自由で多様な社会の基盤的な情報伝達システムとしてのインターネットの特性を生かしながら、同時に社会的な健全性とシステム的な信頼性を確保するためには、「インターネットコンテンツのレーティングや監視、規制という従来 of 取組枠を超えたもっと新しい取組が必要だ」と考えておりまして、そこで人材育成という新しい事業に取り組んでいるわけです。

御承知のように、現在の青少年インターネット環境整備法の最大の問題点というのは何かというと、これはこの法律がインターネットにどう対応するべきかの大原則を記している「インターネット基本法」そのものが存在しない中で、青少年に害あるコンテンツのみを対象とした限定的な法律であって、手法的にもコンテンツの後追い規制を主な内容とした規制的な法律であることにあります。

今回の報告会で、今まで多く議論されているフィルター装置、フィルタリングにしても、それは本質的に規制的な装置であり、また、フィルタリングを有効に機能させるためには、先ほども議論がありましたように、父母や子供たち末端ユーザーの側にインターネットとフィルターに関する適切で十分な知識が必要不可欠だとされます。しかし、父母や子供たちなどコンテンツを消費する側の末端ユーザーというのは、コンテンツを発信する側と比較して最もこれら必要な知識に欠けている人々だというのは、残念ながら現実の話です。それゆえに、父母や子供たちへの教育が重要だというのは、坂元先生も言われましたとおりなのですが、父母や子供たちへの教育というのはコンテンツ発信側のサーバー管理者、あるいは特定サーバーの管理対象者への教育より非常に効率が悪いというのもまた事実です。

I-ROIは、こういう状況を考えてインターネットの現在の課題というのは青少年に対する有害情報対策であると同時に、インターネットの「セキュリティー保全」とか「プライバシー保護」等、インターネット全体の「信頼性の維持と確保」だと考えております。官庁の方は御承知のように、ことしの秋に政府が全面的に支援して行われますSTS、科学技術担当大臣会議も併設して行われる会議のテーマの一つにICTが含まれていますが、そのテーマの2つの分科会というのはセキュリティーとプライバシーです。全体としての「インターネットの信頼性」の維持と確保がむしろ新しい課題だと考えております。

この課題を実現するためには、末端ユーザーとしての消費者の側の負担、つまり、父母とか子供たち、そういう末端消費者の側の負担を少なくするためにも、むしろコンテンツを発信する側の倫理的な判断力と問題解決能力の向上、発信する側におけるキャパシティの質的な保証の努力が必要だと我々は考えております。

この考えに立ってI-ROIは、昨年度(平成25年度)から「デジタルコンテンツアセッサ(DCA)資格制度」を、青山学院大学、千葉商科大学、東北福祉大学、東京工科大学、埼玉工科大

学という5つの大学の協力を得て新たに開始しました。青山学院の場合には社会人教育をやっておりますから社会人教育のモデル、それから東北福祉は医療福祉系で東北最大の私立大学なので医療福祉系のモデル、千葉商大の場合には社会科学系の学部を持っている大学のモデル、それに工科系の大学という、そういう5つの大学の協力を得て新たにDCA資格制度の事業を始めたわけです。

将来、特定サーバー管理者や公務員、教員など、デジタルコンテンツの発信者になる可能性を持つ若者に対して、①インターネットの技術的な知識だけではなく、②著作権とかプライバシー保護などiコンプライアンス関係の知識、③インターネット上に現在は豊富に存在する情報を有効活用する能力としてのインターネットリテラシー、これら3分野の知識をバランスよく教育して、インターネット上のデジタルコンテンツ発信と受容の際の健全な判断力を持たせようとしているのです。

I-ROIのデジタルコンテンツアセッサ資格制度というのは、大学卒業程度で得られる3級、特定サーバー管理者に必要なスキルを持たせる2級、それにコンサルタント、インストラクターレベルの1級と3つの階級に分かれておりますけれども、本格的に試験運用を始めた今年度(26年度)は、既に5つの大学で4月から3,000名から5,000名ぐらいの学生が3級資格の関連科目を受講しております。

I-ROIでは、来年度以降、加盟大学の拡大に努め、同時に各種学校や地方自治体の講習にもこの資格制度を採用してもらうよう努力をする所存です。既に埼玉県草加市等自治体もそのためにI-ROIに加盟いただいております。

デジタルコンテンツアセッサ資格制度は、インターネットの信頼性確保と言う目標を、「規制ではなく人材育成を通して」、また、「後追いの対応ではなく予防的手法で」体系的に達成しようとするポジティブな新しい試みです。

I-ROIでは、また、この資格制度を通して、①大学教育の質的保証ならびに質的標準化、それに、②ICT産業に就職する新卒大学生が大量に早期離職するという労働市場のミスマッチの解消にも貢献出来ると考えています。

基礎的な3級に関しては、現在は加盟大学のシラバスを精査して、そのI-ROIの承認するシラバスに沿って授業を受け単位を取得した学生にデジタルコンテンツアセッサ3級を認定するという形で進めておりますが、これから先は、一般の自治体などが行います市民講座や職員研修、あるいは可能であれば安全協等の講習会でも、デジタルコンテンツアセッサ3級を取得できる方策を考えています、最終的には、ネットを利用したeラーニングを通して一般の市民もこのデジタルコンテンツアセッサ3級の資格を取得できる方向を目指しています。

「インターネット環境整備法」との関連でいえば、インターネットの信頼性維持と健全性確保の方策として現状のモグラたたきの「規制的」方策が無理だとすれば、青少年対象の限定的な法律ではあっても「特定サーバー管理者」というコンセプトを提示している現

存の「インターネット環境整備法」にもう一度注目をして、「特定サーバー管理者」を倫理的な判断力や危機への対応能力を持った人材として育成し、そのような「特定サーバー管理者」に上級の「デジタルコンテンツアセッサ２級」資格を与えることでその質的保障をおこない、全体としてのインターネットのクレディビリティ（信頼性）を確保するのがよいと考え、I-ROIが目下取り組んでいることです。

I-ROIの基本的考え方を説明する機会をいただき、有り難うございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に愛知県から御説明をお願いしたいと思います。資料7-1から7-5でございます。5分程度でよろしく申し上げます。

○愛知県 愛知県の社会活動推進課長の村瀬と申します。主査の安田と申します。よろしく申し上げます。本日は、このような機会をいただきまして感謝を申し上げます。

私のほうからは、青少年により近い自治体の立場から愛知県の青少年インターネット利用環境の取組状況、要望等を述べさせていただきたいと思っております。

早速でございますが、資料7-1をご覧くださいと存じます。今回の説明のエッセンスをまとめてございます。

1番といたしまして、「国の考え方と現場を抱える地方の実情」。

「（１）国：法の基本理念を踏まえた方針」とございます。愛知県におきましては、平成17年、既に青少年保護育成条例で保護者、学校などの有害情報の閲覧防止や民間業者のフィルタリングの情報提供等を努力義務ということで規定をしておりました。ちょうど今から2年前になるわけでございますが、愛知県内条例違反の検挙、児童買春、児童ポルノ違反等の検挙と大変憂慮すべき事態がございました。かねてから県警等の要望もございまして、条例をさらに改正するかどうかを検討いたしておりました。私自身は、運用でまだやれるところがあるのではないかというふうに思っていたわけでございます。

それで、総務省さんのほうに直接お伺いする機会がございまして、そのときにお話、相談等をさせてもらったのですが、そのときは規制だけでなくリテラシー向上が重要である。民間の自主的な取組もなされている。条例改正しようとする意識の高さは評価するけれども、先の長い取組が必要である。急がなくてもよいのではというような御助言がございました。

一方、その年、24年7月でございますが、同法に基づく第二次基本計画が公表されました、私どもは法改正を期待しておりましたが、結果的に利用実態調査を行い検証しつつ、法令改正を含めて必要な対応を検討するということございまして、結果的には法改正は見送られたわけでございます。

「（２）本県：現場の視点」というところでございますが、その年の青少年保護育成審議会がございまして、そこで議論が沸騰いたしました。委員の方からは、刻々と情勢は変化していくのだけれども、今やれることはやるべきという強い意見が大半でございました。

そこで改めて現場の実態を知りたいということで、直接、教育委員会や学校の教員の方に確認をいたしました。そうしましたところ大変な危機感を持っておられまして、指導の明確な根拠、努力義務ではなくてしっかりと義務化したものが欲しいということで、指導等の後ろ盾となる条例が必要との声が異口同音に聞かれたわけでございます。法を補完する条例を教育や警察現場が求めているということを実感いたしまして、愛知県としては条令改正に踏み切ったということでございます。

このような声を受けて、携帯販売時のフィルタリング解除の手続を厳格化した。それから、スマートフォンのフィルタリングソフトウェア、危険性の説明等の義務を条例のほうで規定いたしまして、昨年の7月から施行いたしております。

一方、地方の現場の実態や危機感がございますので、私ども、情報や理解が不十分なところも多々あるかと思いますが、率直なところを四角囲みで要望として書かせていただきました。

国のほうは全国一律規制になじむものは法改正をお願いしたい。それから、民間業者はフィルタリングの使用が徹底されるように技術開発等をスピード感を持ってお願いしたい。あわせて、引き続き啓発等の事業を官民連携で推進されたいということで、枠の外に小さい字で例がございます。「小・中・高・18歳以上の区切りで機能増加が無償でできる機器販売」といったことをまずやる。それに「法による義務化など」ということで、初めは必ずフィルタリングつきで販売しまして、年齢が上がってカードの入れかえなどで機能が增加するような機器の開発をしていただいて、それを法のほうで義務づける。こんなようなこともアイデアとしていいのではないか、実効性があるのではないかというふうに考えているところでございます。

(3) 番へ参りまして、改正条例の施行に当たりまして、当然、十分な周知が必要でございますので、電気通信事業者協会にもお願いをいたしました。何か代理店契約などで全ての販売店に指示が行き届かないのではないかというふうにもうかがえましたので、私ども、県警の全面的な協力を得まして、愛知県内1,300販売店がございましたが、そういった協力のもとで改正条例の内容の事前の周知を行ったところでございます。

ところが、条例の施行後、立ち入り調査を実施いたしました。その結果、条例を遵守していない販売店もございまして、逐次是正指導をしているわけでございますが、たまには協会経由で事業者のほうへ申し入れをさせていただいたということもございます。

販売店によれば七、八割の保護者がフィルタリング解除を申し出るとのことでありました。販売店で危険性などをしっかり注意喚起して、そこで踏み込んだ説明がなされていないのではないかと。それから、条例でフィルタリングの解除理由を記載した書面の提出義務を課したわけでございますが、業者のほうで幾つかの理由があらかじめ書かれた様式が用意されておりまして、いずれかを選ぶやり方ということでございますので、大事な場面で保護者に立ちどまって考えさせていないのではないかとというふうに感じられるところでございます。選択式の場合も幾つか理由があつて、その他という欄もございまして、その他

の場合はどんな理由かというのがわからないものですから、やや問題かなというふうに思っております。

それから、ホームページでフィルタリングの解除のやり方を公表しているところも見受けられるところがございます。

私ども、法の上乗せ条例によりまして、できるだけ法的な枠組みをつくったわけですが、このような実態があるので、やはり保護者がターゲットではということで、法律でもはっきり保護者の責務ということであらうたっているわけですが、本年度、スマートフォン安心利用普及事業を実施することといたしました。この事業は、保護者、教員等を対象にいたしまして、実際に端末に触れていただいて危険性を実感しながら適切な使用方法等を習得させる体験型の教室ということでございまして、自治体では例がないのではないかとこのように思っております。事業実施後アンケート調査も実施致しますので、必要であれば提供させていただきたいと思っております。

要望としては、四角囲みでございまして、いずれにしても携帯電話事業者は販売店の末端まで法・条例の遵守の徹底を図ること、あわせて、さらなる充実した自主的取組をお願いしたいということでございます。

資料を後ろのほうに飛びまして、3枚おめくりいただいて資料7-4をご覧くださいと思います。

そちらに先ほど申しました条例改正のポイント等を記してございまして、その次が、もう1枚上げていただくと、先ほどのスマホ教室のペーパーがございまして。

恐縮ですが一番初めにお戻りいただきたいのですが、7-1の残りの大きな2番でございまして。「実効性のある施策と行政からの後押し」ということでございまして。

愛知県内の取組でございまして、自主的な啓発・規制等が広がりつつございまして。校長会やPTA、学校長が夜のメール交換は禁止だとか、利用時間の制限、こういったことをいろいろ取組つつございまして、こういったことは非常に有益ですので、国においてはこういった先進的な取組をぜひ家庭のルールづくり等の啓発や周知をしていただいて動きの拡大の後押しをしていただきたいということでございまして。

最後にもう一つ、資料7-2でございまして。これは教育現場の生の声でございまして、そちらにあるとおり、教育界においては、従来考えられなかった問題が発生しております。小・中・高、同じでございまして、今、学校・PTAが連携してさまざまな取組をやっているところではございますが、学校内のことはさまざま対応をやっているわけではございますが、学校外のことについてはなかなか踏み込めない、限界を感じているということでございます。学校等でできなければ、社会のルールとか法的なルール等で対応する必要があるということで切実な声がございまして。

2番のところには要望事項が幾つかございまして、またご覧いただきたいということでございまして。

次の資料の最後の7-3でございまして。

○清水座長 恐れ入ります。討議の時間が必要なので、簡単をお願いします。

○愛知県 わかりました。では、最後に繰り返しになりますが、今、要望等を申しましたが、ぜひ前向きな検討、取組をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○清水座長 どうも短時間でまことに申しわけございません。御質問あると思いますが、恐縮ですけれども最後の討議の中でまたお願いしたいと思います。ありがとうございました。

本日予定をしております議題3でございます。議題3につきましては、本日の議論の中心としてお願いしたいのは、緊急に対処すべき課題、あるいはこれらの課題に対します対処方策等を中心にして議論をいただきたいと思っております。

資料8-1と8-2につきましては、冒頭、事務局から御説明ありましたように、委員並びに関係団体からの御意見をいただいております。御意見をいただく際にこれらの資料も踏まえていただければと思います。

あと25分程度で意見交換をさせていただきたいと思っておりますが、緊急に対処すべき課題等について御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですが、お願いしたいと思います。

どうぞ、尾花委員。

○尾花委員 今、ちょうど最後にちらっと御紹介いただいた資料7-5で、こういった自治体さんで細かな対応をしていただいているというのはすごくうれしいと思うのですが、保護者の方のフィルタリングの促進は、多分、保護者にフィルタリングをかけないときの怖さを知っていただくのと同時に、フィルタリングのペアレンタルコントロールの実際のやり方、せっかく実機を使われるのだったら、こうやったら緩められますよ、こうやったらレベルを変えられますよということを具体的にやらせないと、怖いことを実感してもやり方がわからないからやらないというのが、全国を回っていて、どこの地域でも共通したポイントなのです。

愛知県さんの1番目の資料にもありますように、やはり保護者が外してしまっている。では、保護者にかけてさせるようにするにはどうしたらいいか。かけた後、緩めることを知っているということが一番のキーポイントになると思っておりますので、ぜひこれだけ細かな密着した教室をやられるのであれば、その中でフィルタリングの設定の変更の仕方というのを御享受いただければというふうに大変思った次第です。

それと、逆に言えば、私どももできればそういうところまで、先ほど子どもネット研さんの教室なんかを秋田でもやられているそうですけれども、地場に密着した形で、大きな講演会ではなくて、小さな勉強会をできる機会があれば、実際にこうやったら設定変更できますよというのを伝えていかない限り、多分、保護者はかけてしまうことへの不安のほうが大きくなってしまいますので、そのあたりを私どもも検討すべきではないかなというふうに思いました。

あともう一つ、これも愛知県さんの例からで恐縮なのですが、ネットやメールをやる時間の後ろを定めるということは、この他の地域でも条例化していたり、あるいは学校で取り決めをして10時以降だめとかということがやられている学校は、私のところにも幾つかのところから、やろうと思っているのですけれどもどうですかという相談とかが来ているのですが、子供たちに時間を短くして早目に切り上げろということは言っても、大人側は、その分、この時間にいじっていいよという代替策を用意していないのです。最近、私は、「早寝・早起き・朝メール」と言っているのですが、朝5時に起きて、文科省さんの「朝御飯」ではなくて、最後の「朝メール」で、朝のメールは脳がさえる。ドーパミンも出てきて目が覚めるというようなこともあり、ブルーライトも朝の光と脳が勘違いするらしくちょうどいいので、夜短くするのだったら朝早起きしてやろうと。要するに、子供たちにとって取り上げるだけではなくて、かわりにこうしたらというのを提供してあげることによって、ちょっと子供に歩み寄れるのではないか。これからは一方的に取り上げるだけではなくて、そういうふう子供たちをいいほうに導く対策を考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

以上でございます。

○清水座長 大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

清原委員、お願いします。

○清原委員 今日、皆様いろいろ具体的な取組についての御報告を、ありがとうございました。

私は、三鷹市長の清原でございます。自治体の立場ですので、愛知県さんの報告していただいたものを踏まえながら発言をさせていただきます。

本日、参考資料2に「地方自治体における青少年を取り巻くインターネット利用環境等の地域情勢の特性等を踏まえた取組・課題等について」というのが整理されておまして、各自治体から緊急な対処を要する課題及び御意見もいただいています。それを拝見しますと、村瀬さんも御指摘されたのですが、学校の外での利用について緊急性を感じているという問題意識が多く示されているように思います。学校でできることはかなりやっただいているし、保護者向けや事業者向けにも愛知県さんの場合は条例までつくって取り組んでいらっしゃるのですが、各自治体の緊急性を要する課題の中には、例えばフィルタリングの徹底はもちろんですが、LINEであるとかゲームを中心としたネット依存の問題、そして、浜松市さんの場合には、いわゆる「リベンジポルノ」と言われるような軽はずみな画像のやりとりによるトラブルが青少年の間でも増加している、このような問題意識が示されております。

したがって、急速にインターネットが普及するとともに、学校教育では情報教育としてしっかり教育を進めていても、携帯電話やスマートフォンを中心とした学校の外で児童同士がつながる、生徒同士がつながる、あるいは全く出会ったことのない関係がつながっていくという中で起こってくる課題については緊急な対処を要するのではないかという

参考資料2におさめられております各自治体の声が、今後の計画に反映されればよいというふうに思います。

そこで、愛知県さんでは「体験！体感！スマホ教室」で、危険を知って安全に使おうということで、あえて危険な状況を経験していただくということで、保護者に、いわばショック的な体験をしていただいて、そのことを踏まえて子供たちとともに考えていこうということを講師出張型で約700教室もされるということで、これは本当にこうしたことを各都道府県が市町村と一緒にやっていただけたらありがたいなと思う先駆的な事例だと思います。

したがいまして、1つは、学校教育の中でできることはきちんと保護者との連携の中でできるけれども、学校で学ぶ時間の外で子供たちが直面しているインターネット環境の中での課題について、LINE、ゲームを含めた「ネット依存」や「リベンジポルノ」対策については、これまでの検討ではそういった状況についてはまだまだ技術革新のほうが早くて、対応は少しずつというところがありますので、ぜひ今後の計画、あるいは取組に反映していただければと思います。

そして、もう各府省庁ではそうした対応を始めていらっしゃるのかもしれないので、その事柄につきましては、ぜひ都道府県及び市町村に今までより一層情報伝達をしていただきまして、各自治体の実情は尊重しつつも、かなり共通性がある課題だと思いますので、そうした連携ができれば幸いです。

以上です。ありがとうございました。

○清水座長 最も重要なお話かと思えます。学校教育中心でというのと、どうしても文部科学省さんをお願いするとかいってもかなり限界があるわけですね。ですから、そういう意味で学校外の活動に関して、特にこの研究会でも少し整理して取組を推進できるような形がとればよいなと思っているところでございます。

ほかに御意見。どうぞ、お願いします。

○曾我委員 先ほどもお話をさせていただきました曾我でございますが、現状で、この青少年インターネット整備法が初めて登場したときにフィルタリングがひっかかった。それを携帯会社がほとんど管理をしているときには、携帯会社のほうにフィルタリングのお願いをして、それが周知したときに70%近くまで進んで、それが崩れたのはスマートフォンの発売とともにです。それがどういうことかという、結局、フィルタリングをみんなしなければいけない、安全だといって、それが安全の中でみんながぐっと8割、9割に行くなと思ったときに、社会で大人が使う道具としてこれはいいと言われるものが出てくると、すぐ大人が子供まで巻き込んでそれを利用する状況に無料のためになってしまう。これは今後も続くだろうと思います。

既にある会社に対しては、1年半にわたって我々は青少年インターネット整備法に基づいて、青少年保護・バイ・デザインの意思を持って早く青少年対策をしてフィルタリングして使えるようにお願いしたいと申し上げているにもかかわらず、いまだにその現状にな

らないということは、今後、やはりそういう企業がふえていくということを前提に置かなければならなくなってくるならば、フィルタリングを進めるためにはある程度そういう企業が青少年保護・バイ・デザインでそういう取組をしない限り消費者は使わないのだというぐらいの国家啓発をしていかなければ、先ほどの愛知県のような取組だけでもまた崩れるという形になります。

昔は何時から自動的に切れるという携帯も全部出していただいたのです。そこまで企業さんが協力してくれたのです。ところが、協力した企業はそのまま協力するのですが、違う企業があらわれて、そこが変わっていってしまう。でも、そこにほとんど消費者が乗っかけてしまっている。それは、もしかしたら我々の啓発の仕方も悪いのかもしれないのですが、フィルタリングへの信頼というよりも、便利、簡単、我々は巻き込まれないという何とも言えない安心感、そこだと思います。55%の方々がそれでも今なおかつフィルタリングを尊重しているということを大事にして、その方たちは研修を受けているはずです。ところが45%の方たちは、昔から残念ながらそこに流動的な人口が3割近くいるということです。その3割近くの対策が法を厳しくしてどうするのか、どういう施策が一番国民のためになるのか、子供たちのためになるのか、ネットとこれから別れて過ごすことはできない社会です。どのようにするかというのが、この青少年インターネット整備法の今回の改正では大きく企業の信頼を高めるためにも論議すべきだというふうに思っています。どうぞよろしくをお願いします。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたらお願いします。

高橋委員。

○高橋委員 全高P連の顧問の高橋です。

きょうは、各団体からいろいろな説明をいただきました。この6年、7年やってきたところが随分改善してきたなという感じはします。最後にお話があった愛知県さんにしても、今まで本当に私たちが長年にわたって教育委員会を通じて、そういった教員のサイド、県のサイドでもっと積極的にできないだろうか、そして、随分前にお話したのは、各学校で、せめて各学年に一人でも子供たちが困ったときに駆け込み寺的に相談ができる先生を配置していただけないかという話をして、やっとそれも少しはできたけれども、まだ不満足な地域もある。この辺が進んでいる県、そうでもない県というところで、いろいろな予算の関係で難しいところもあるのでしょうけれども、それでも以前に比べれば随分いい形になってきたなど。

ただ、先ほど曾我さんも言っていましたけれども、とにかく今はいろいろな技術発展の中で、やはりネット業界のほうに変に安心を決め込んできているところがあるのではないか。以前、私たちが法規制はちょっと待ってくれと言った張本人なので私も非常に言いづらいたのですけれども、そのときに、小・中は別にフィルターをかけてもいい、高校生は場合によってはそういった専門的にやる子に関しては外す権利を欲しいというのが、もう全

部外してしまっている状況があったので責任は感じているのですけれども、それに加えて、パレットホームを通じていろいろなゲームができたり、いろいろなサイトができて、コミュニケーションのサイトができて、それをやりっ放しにしてしまって、今後うちは青少年を扱わなくて大人対象にしますよというようなことをはっきり言っているような会社もあります。だから、そうなったときに、では、今のフィルタリングはもう必要ないかという極論なのですけれども、フィルタリングがなくてもいけるような社会になったのかどうか、そこはまだまだなかなかできていない。では、全国約1,500万の生徒たちのためにどこまでやるのか。1,500万はほとんど守ったけれども、残りの300人のためにいろいろな規制をしなければならないではなくて、やはり我々は全員を守ろうとしているその根底があると思うので、ここで手を抜いてはだめだということを業界はもう一回認識していただきたい。

きょう発表していただきましたEMAさんは、第三者機関として各業界が認めてフィルタリングを始めたのだけれども、今はそういったのも全部お金がかかるというのが一番大きな問題なのですけれども、そういった更新をしない。そうすると抜け道がどんどんできてくる、それに関して業界も、極端な言い方、もう放っておいてもいいよね、うちの会社は子供ではなくて大人世界のほうとつき合うから、ここまでお金を出してまでやらないと。以前はみんなで一緒に子供たちを守るためにやっていきましょうねということでずっと研修会・講習会をやってきた。先ほど、子どもネット研さんのほうも講習会をやってきた。子どもネット研さんだけでやると、どうしてもある程度限界があるので、それを今度は安心協さんとか文科省さんとかいろいろなところで幅を広げて、今は相当数の講習会が全国でやられています。これは、ここにお集まりの各省庁の方々、特に警察も含めて、みんなできごとにかくどうかしようという意識のあらわれでなっただけです。

ですから、それぞれが、例えば安心協さんとか子どもネット研さんが独立して、私たちはこれとこれをやっていますではなくて、そこをもう少し、もう一回手を組んで、どうすれば効率のいい運営ができていくかということも今後一緒に考えていく必要があるのではないか。これを進めていく必要があるかないかという原点に戻らないと、多分もうフィルタリングはお金がかかるからなしという話になったときに、本当にそれでいいのだろうかという気がします。そこを原点にして、やはり子供たちをしっかりと守るために心を鬼にしてもみんながもう一回力を再結集しよう。もし予算等の仕組みがあれば、I-ROIさんのほうからもありましたけれども、何らかの資金的な援助でもあれば、みんな手出し弁当でやっているところが少し何かの形でいければいいかなという感じもします。

だからそういったことで、今回また改めていろいろな業界の意見を聞いて、次回もあるみたいなのですが、もう一回原点に戻ってみんなで、ここまででも達成できたよね、でもパーフェクトではないからもう一段頑張ろうねという、何かそういったいろいろな知恵が出てくるとありがたいかなという気がしています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。大変苦勞されてこられた曾我委員と高橋委員が切実な意見ということでよく理解できるところであります。

ほかにございますか。どうぞ、お願いします。

○国分委員 インターネット協会の国分でございます。

私どものところでは、随分昔にフィルタリングのシステムの技術開発をしまして、それから今日のように広く多くの方々の御努力でフィルタリングが子供たちに対する有害情報を制限するために使われているという状況を見ると、関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

ただ、やはり現状をどう把握するかなのですけれども、かなりのところまで行ったのですけれども、いろいろ利用環境も変わってくるし、壁にぶつかっているのではないかなという感じがします。それで、今後の対策なんかで必要なことは、そういう被害に遭わないとか危険だとかということに対する対策というのも当然引き続き強化していかないといけないのですけれども、同時に、何か賢い使い方とかベストプラクティスとか、そちらのほうをいろいろ整理して、それを保護者なり子供たちに、あるいは学校の先生たちにちゃんと理解してもらおう。そういう実際に使われている経験の中で、こういうことはうっかり穴に落ちこちて失敗してしまったのだけれども、こうすればそういうところからうまく抜け出せたとか、あるいはひやっとしたのだけれども、そういう被害に遭わなくて済んだとか、あるいは、先ほどの尾花委員の話の朝メールなんかもそういうベストプラクティスの一つかもしれません。これから施策を打つ際に、危険だからそれを制限するというに加えて、何かいい使い方とか安全な使い方とかいうのをちゃんと掘り起こして整理するのがいいのではないかというふうに私は思っております。

次回、インターネット協会の取組を御紹介しますけれども、先週発表しましたけれども、そういうヒヤリ・ハットか何かそういうことを経験したときの体験談を募集して、2年ぐらい前に読売新聞と一緒に一度やったことがあるのですけれども、コンクールを実施して非常にいいものについては表彰して広く世の中の方々に知ってもらおうというふうに考えております。

以上でございます。

○清水座長 また別の視点の御意見をいただきました。

ほかにございましたらお願いします。どうぞ、お願いします。

○曾我委員 フィルタリングをそろそろ制限の道具だというふうにするのはやめてほしいなと思います。育成プログラムなのです。小学校から大人になるまでにどのようなインターネットと触れ合い方をさせるとどのようによい大人で、無制限になっても巻き込まれないようなインターネットを使用するような大人つくるのかという、世界で一番すばらしい日本でそういうプログラムをつくりましょう、それがフィルタリングなのだというふうにしなないと、制限道具だったらみんな使わないですよ。やはり、我が子を育てる道具ですよ。これからPTAが望んでいるのは、一番我が子を育ててくれる道具としてそういうものが

存在してほしいというので、制限規制道具ではないと思います。

だから、フィルタリングをぜひ育成プログラムにするためにみんなの知恵を合わせて、すばらしいフィルタリングを多くの保護者が使うような社会づくり、教育の皆さんが理解して安心できるようなフィルタリングというものが育成プログラムなのだというようなものにつくり上げてほしいという願いがいっぱいです。

規制、規制という言葉はフィルタリングのレッテルに張ると絶対に悪くなると思います。企業も絶対に、そうしたらイメージが悪いから逃げていくと思います。ぜひそうやって官民一体、企業の皆さんにも協力していただいて、日本は最高のインターネット育成プログラムが開発できたというようなものにフィルタリングをしていただきたいというふうに思っています。

○清水座長 非常に重要な視点とと思っています。スタート時でフィルタリングと普及啓発、教育が重要だと二本柱でスタートしてきたわけですがけれども、予想した以上に社会の変化、技術の変化が著し過ぎたのですね。過ぎたという言い方はないのですけれども、後追い後追いでずっと来たということかと思っています。本日いろいろな御意見をいただいているわけですが、そういうことを踏まえて今年度は事務局のほうで、この会議の回数もふやして、今後の点について議論して、またどういうふうに展開していくのかというもので今年度はスタートしております。そういった観点でいろいろ御意見をいただいておりますが、ほかに。

清原委員。

○清原委員 今、曾我委員、国分委員のお話を聞いていて、やはりとても大切なのは「インターネットを安全に安心して使える環境をつくる」ということであり、私たちがこの社会の中でインターネットを使わずして、今、一日たりとも暮らせない、三鷹市役所でもほとんどの仕事を、ネットワークを介して行うことで市民の皆様への行政サービスを充実しています。総務省でも「安全・安心」をキーワードに、「利用者視点」でどのような環境整備ができるかということで、青少年も含めて検討をされていますし、文部科学省におかれましては、まさに児童・青少年のためにそのような研究とともに、高等教育でも研究されていますし、全ての今日出席していらっしゃる省庁がそのような取組をされていると思います。計画の中では確かに「規制する」という部分ももちろん必要ですし、一定の「制裁をする」、あるいは警察の御活躍で犯罪は撲滅していただかなければならないわけですが、できる限り計画の中にバランスよくベストプラクティスも含めたものを組み込んでいくのだというのが、私たちがこの間考えてきたものだと思いますので、ぜひ全体としてそうした前向きなバランス感覚を持ったものになればなと願っております。

以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。尾花委員。

○尾花委員 先ほどから何回か教育に関する話題が出ていますけれども、今まで企業さん

も新入社員にはぜひ情報モラルのことを教え直さなければいけないのではないか。今の若い人たちは情報リテラシーには長けているけれども、モラルにはまだまだ長けていないところがあって、社会人としての使い方が欠損している部分があるというようなお話を何度かさせていただきまして、ことしもまた昨年に引き続き総務省さんの新入係員の研修もさせていただいたのですけれども、やはり現場に行っても同じような感覚なのです。ということは、企業さんでも必要なのと同じように、新・学校の先生、新しく教職員になられた方に全国一律で情報モラルを教えられるようなベーシックな研修をやるというのはどうかと、今ちょっと実は思いついたのです。これまでは大学のほうで教育の中で教えられるような講座を設けたらどうかということをやっとお話ししてきたのですが、それも確かにいいのですが、各大学でそれぞれ先生を置いてというのは、喫緊の課題としては物理的にすごく難しいかなと。ということは、新しく先生になる方というのは、今、ネットユーザーは、小学校、中学校、高校とばりばりに使ってきたような子たちがちょうど先生になるころなので、ちょっとした研修で全てのコツはつかんでいただける、そういうぴんと来る世代だと思うので、その方たち向けに、学校の先生になる前にということで、採用が決まった方たちに何か研修を行うなり冊子を配るなりして、この程度のことは皆さん教えられるでしょうと言言え、多分、学校現場で困っていらっしゃる教えられる先生がなかなかいないということが一気に解消されるのではないかと思いますので、アイデアとしてお話しさせていただきました。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

大変貴重な御意見を多々いただきまして、まことにありがとうございます。

議題4の「その他」ですが、事務局から御説明をお願いします。

○山岸参事官 それでは、事務局より何点か説明させていただきます。

まず、お配りしております参考資料のほうでございます。「『青少年の非行・被害防止全国強調月間』について」、参考資料1-1、1-2でお配りしておりますが、月間につきましては、本検討会や本検討会の議論を受けた子ども・若者点検・評価会議等におけるこれまでの御議論等も含め、緊急に対処すべき課題に係る議論についても、議事録を公表している場合についてはその議事録を配付するなどアウトリーチに務めていきたいと思っております。

また、月間に協賛・御協力をいただいている各関係団体等につきましても、本検討会における議論を含め、各セクターと各課題に係る認識や情報の共有を促進できるよう積極的に御紹介をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど清原委員のほうから御指摘がありましたとおり、各地方公共団体のほうからいただきました取組、課題等の情報については、早速各都道府県のほうに対してもフィードバックをいたしたいと考えておりますし、また、内閣府のほうでは今回の当該取組課題以外にも青少年の非行・被害防止にかかわる各都道府県や市町村等の取組についてはべ

ストプラクティスの共有に資するように先進的な施策事業や取組について内閣府のほうに、自分のところはこういういい取組をしているよという形で手を挙げて情報の御提供をいただいているところがございますので、これについても可能な限り早く集約をし、それぞれの都道府県、市町村等に対して、こういう状況ではこういうことをやっているよという情報が適切に共有できるような手だてを講じていきたいと考えております。

あと、次回の第24回の会合についてでございますが、前回御案内をしておりますとおり、6月26日（木曜日）14時から行いたいと考えております。本日に引き続きまして、民間団体・関係機関等から御発表をいただくこととしております。また、自由討議におきましては、ネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討としてフィルタリング関係や特定サーバー管理者関係等を中心に御議論をいただく予定としております。御欠席をされる場合を含め、書面等の形で各委員の積極的な御意見を賜ればと考えております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

以上で本日の議題は終了ですが、本日は報告案件で3件ありまして、6関係団体からの御説明と意見交換をさせていただきました。愛知県の御説明に対しましては質問の時間を設けなくてまことに申しわけありませんでした。座長というのはタイムキーパー的であるということでお許しいただきたいと思いますが、愛知県の取組に関しまして、私、非常に印象深くお伺いしました。国の方針は国の方針として推進しているわけですがけれども、県としてこれだけ体系的に総合的に、また、教育分野からいろいろな観点で実施されているということを実は初めて知りまして大変勉強になった次第です。

ほかの都道府県がどのように対応しているのか、また、愛知県と同様な取組が今後もあるところがあるということを期待しているわけですがけれども、愛知県の取組に関しましても、フィルタリングという規制だけではなくて、もっと能力の向上ということが視点として入っているということで非常に今後の取組に対して関心を持っております。また状況がまとまりましたらお教えいただければありがたく思います。

その他の団体からの御説明も非常に関心のあるまとめた御報告をいただきました。短時間でありましたのでまことに申しわけないなと思いつつ、この研究会に対しましては非常に参考になったということでもあります。

時間がそろそろあと10秒なので終わりますが、委員からの御意見も非常にいいポイントをいただいたところがございます。本当にありがとうございます。

以上で本日の検討会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。厚く御礼申し上げます。